

## 社会福祉法人すずらんの会 行動計画 2

職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を継続する。

1、計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

2、内 容 目標：所定外労働削減のため、週一回のノー残業デイを導入する。

- <対 策>
- 現在、各事業所で実施している“ノー残業デイ”を平成29年3月31日まで継続する。
  - その旨を平成27年5月8日の法人連絡会で再周知する。
  - 目標（ノー残業デイの導入）は、法人ホームページ及び法人内インターネット掲示板に掲示済。
  - 各事業所はそれぞれ設定のノー残業デイを職員事務室等に掲示済